

意見書（案）第26号

緊急小口資金等特例貸付けにおける償還困難者への償還免除要件の拡大を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和4年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者 三鷹市議会議員 野 村 羊 子
賛成者 " 大 城 美 幸

緊急小口資金等特例貸付けにおける償還困難者への償還免除要件の拡大を求める意見書

緊急小口資金等特例貸付け（以下、「特例貸付け」という。）については、2023年1月から償還が始まる。この間、特例貸付けの貸付件数は330万件にまで及ぶ一方、現在受付を行っている償還免除申請は貸付け全体の2割程度にとどまっている。

新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見えず、物価高騰も続いている状況の中、今後、償還免除に至らない借受人の支援に当たっては、償還を先延ばしする対応を主とするのではなく、その生活再建に向けて償還を免除することで、より自立につながるよう償還免除要件（住民税非課税等）を拡大する必要がある。

そもそも、この償還免除の規定については、受付開始当初より、政府関係者は「返済免除特約付緊急小口貸付け」等と紹介し、国会審議等においても「実質的な給付措置の性格を有する」などと説明してきた。また、厚生労働省の通知等で運用上も貸付けの迅速化を最大限優先するよう通達があり、制度の本則が大きく緩和され、本来の生活福祉資金とは別制度になったと言っても過言ではない状況で貸付けがなされてきた。

このため、特例貸付けは、特別な貸付制度であるとの認識の下に、社会福祉協議会では、地域住民の命・生活を守る資金として、一刻も早く届けるため、貸付相談・事務対応に最大限の努力を行ってきたと言われている。したがって、今なお厳しい生活下にある借受人に対して償還免除が有効に活用されること、また国として特例貸付けのこれまでの運用上の経緯などを十分に踏まえ、償還免除の要件緩和の拡大を早期に示すことが求められる。

厚生労働省は昨年3月に資金種類ごとに免除を可能とする方針を示し、昨年11月に免除要件を決定。返済開始時に借受人と世帯主の両方が住民税非課税世帯であれば免除できることに加え、返済開始後の具体的な免除要件を公表した。しかし、貸付主体である社会福祉協議会が求めてきた一括全額償還免除は認められていない。償還困難な借受人は毎年申請を余儀なくされ、社会福祉協議会は煩雑な事務と相談対応が必要な状態である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、償還困難者がより生活困難に陥らないよう、下記の対応を求めるものである。

記

- 1 償還が困難な借受人については、償還を先延ばしするのではなく、生活再建に向けた償還免除要件（住民税非課税等）の拡大による対応とし、償還免除は一括で全額免除とするとともに、税法上の課税対象とならない措置を講じること。

- 2 当初、償還免除とならなかった借受人についても、償還中に住民税非課税となった場合は、申請により、一括して残債全額の償還を免除とすること。
- 3 償還中に所在不明や死亡した借受人等への対応は、特例的な措置を図り、簡便かつ早期の償還免除を可能とすること。
- 4 償還業務における都道府県社会福祉協議会の準備期間や償還業務が終了するまでの事務体制に対する事務費を十分に確保すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち